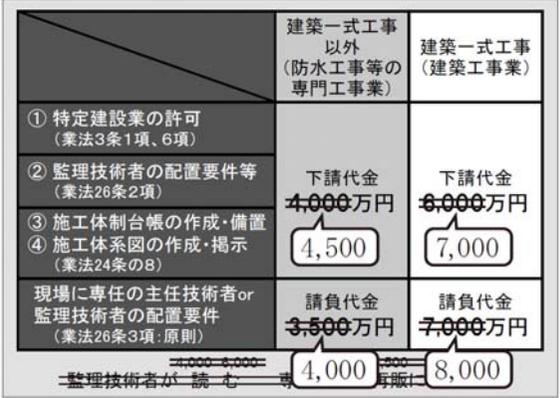


正誤表

2023年3月26日

2023年目標 TAC建築士講座

級	一級
講義	学科
科目	法規
教材	テキスト・4肢択一問題集

日付	頁	内容																		
3/26	テキスト P27 9行目図	<p>右図のように訂正してください。</p>  <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>建築一式工事 以外 (防水工事等の 専門工事業)</th> <th>建築一式工事 (建築工事業)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 特定建設業の許可 (業法3条1項、6項)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>② 監理技術者の配置要件等 (業法26条2項)</td> <td>下請代金 4,000万円</td> <td>下請代金 6,000万円</td> </tr> <tr> <td>③ 施工体制台帳の作成・備置 ④ 施工体系図の作成・掲示 (業法24条の8)</td> <td>4,500</td> <td>7,000</td> </tr> <tr> <td>現場に専任の主任技術者or 監理技術者の配置要件 (業法26条3項:原則)</td> <td>請負代金 3,500万円</td> <td>請負代金 7,000万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>4,000</td> <td>8,000</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">監理技術者が読む専ら</p>		建築一式工事 以外 (防水工事等の 専門工事業)	建築一式工事 (建築工事業)	① 特定建設業の許可 (業法3条1項、6項)			② 監理技術者の配置要件等 (業法26条2項)	下請代金 4,000 万円	下請代金 6,000 万円	③ 施工体制台帳の作成・備置 ④ 施工体系図の作成・掲示 (業法24条の8)	4,500	7,000	現場に専任の主任技術者or 監理技術者の配置要件 (業法26条3項:原則)	請負代金 3,500 万円	請負代金 7,000 万円		4,000	8,000
	建築一式工事 以外 (防水工事等の 専門工事業)	建築一式工事 (建築工事業)																		
① 特定建設業の許可 (業法3条1項、6項)																				
② 監理技術者の配置要件等 (業法26条2項)	下請代金 4,000 万円	下請代金 6,000 万円																		
③ 施工体制台帳の作成・備置 ④ 施工体系図の作成・掲示 (業法24条の8)	4,500	7,000																		
現場に専任の主任技術者or 監理技術者の配置要件 (業法26条3項:原則)	請負代金 3,500 万円	請負代金 7,000 万円																		
	4,000	8,000																		

日付	頁	誤	正
3/26	テキスト P28 本文23行目	<u>3,500</u> 万円	4,000 万円
	テキスト P28 右欄18行目	<u>3,500</u> 万円	4,000 万円
	テキスト P28 右欄24行目	<u>4,000</u> 万円	4,500 万円
	問題集 P65 問34肢1問題	<u>6,000</u> 万円	7,000 万円
	問題集 P66 問34肢1解説	(2行目) <u>4,000</u> 万円 (3行目) <u>6,000</u> 万円	4,500 万円 7,000 万円
	問題集 P66 問34肢4解説	(2行目) <u>7,000</u> 万円	8,000 万円
	問題集 P613 問319肢1解説	(5行目) <u>3,500</u> 万円 (6行目) <u>7,000</u> 万円	4,000 万円 8,000 万円
	問題集 P641 問334肢2問題	<u>3,500</u> 万円	4,000 万円
	問題集 P642 問334肢2解説	(5行目) <u>7,000</u> 万円	8,000 万円

次ページに続く

日付	頁	内容
11/22	テキスト P40 2行目表 及び 右欄8行目	次図のように訂正してください。

②-3 法87条の3 (一時的な用途変更に係る制限の緩和)

確認申請の要否

1項	非常災害時の災害救助用建築物 への一時的な用途変更	不要
2項	災害時の公益的建築物 への一時的な用途変更	不要
5項 6項	1年以内の期間の興行場等 への一時的な用途変更	要
6項 7項	国際的な会議・競技会用に1年を 超えて使用する特別興行場等 への一時的な用途変更	8項 要 (7項により 建築審査会の 同意が必要)

※災害時に既存の事務所を一時的に学校に
用途変更するなど。工事を伴わない用途
変更の典型例。

※法85条(仮設建築物)と同様の制限の緩和

※2項

→法87条1項を適用しない。

→法6条を適用しない。

→確認申請不要。

※~~5項、6項~~ ← 6項、7項

→法87条1項を適用する。

→法6条を適用する。

→確認申請必要。

日付	頁	誤	正
11/29	問題集P78 問43肢1問題	1. 港湾法第40条第1項及び特定都市河川浸 水被害対策法第8条の規定…	1. 港湾法第40条第1項及び特定都市河川浸 水被害対策法第10条の規定…
	問題集P79 問43肢1解説	1. …特定都市河川浸水被害対策法8条が 規定されている。	1. …特定都市河川浸水被害対策法10条が 規定されている。

[注] 昨年の2022年度版の法令集を使っている方は、法令集も訂正してください。

(2023年度版の法令集は訂正不要です。)

建築基準法施行令9条十六号

(誤) 特定都市河川浸水被害対策法(平成15年法律第77号)第8条

(正) 特定都市河川浸水被害対策法(平成15年法律第77号)第10条

以上のとおり、訂正をお願いいたします。